

豊中みらい共創チーム設置要綱

(目的)

第1条 若者の市政参画を促進し、若者の視点や発想を活かしたより柔軟で創造的な取り組みを推進することを目的として、若者が職員との共創により施策づくりを行う、豊中みらい共創チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(活動)

第2条 チームの活動は、次のとおりとする。

- (1) 所定の会議に出席し、市政に関するテーマや課題について意見交換し、課題解決に向けた提案を取りまとめること。
- (2) 前号の提案の取りまとめに必要な調査および現地見学等。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために市が必要と認める活動。

(メンバー)

第3条 チームは、18歳からおおむね30歳までの若者20人程度（以下、「メンバー」という。）で構成する。

2 メンバーは、市が公募し、選任する。

(任期)

第4条 メンバーの任期は、選任の日から当該年度末までとする。

2 市は、メンバーを再任できるものとする。

(関係職員等の出席)

第5条 会議には、テーマに関係する課の職員が出席するものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させることができる。

(提案の取扱い)

第6条 チームは、取りまとめた提案を、市へ提出するものとする。

2 市は、提出された提案を市政の課題解決に活用するものとする。

3 市は、提案内容、検討状況及び結果について、チームへ情報提供するとともに市ホームページで公表するものとする。

(謝礼)

第7条 メンバーには、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(事務局)

第8条 チームの事務局は、都市経営部広報戦略課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、チームの設置および運営に関し必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年8月13日から実施する。